

# 秋の行政相談週間 10月20日(月)～26日(日)

秘書広報室 内線246・247

湯河原町の「行政相談委員」は、次のお二人です。



きだしげお  
貴田茂男さん  
☎(62)5785



かみなが しげる  
神永 繁さん  
☎(62)5094

行政相談委員は、総務大臣から委嘱を受けて、皆さんの相談相手として、相談者に必要な助言や解決促進をお手伝いします。

道路、年金、役所の窓口対応など、国の行政に対するどのようなことでも結構です。また、相談は無料で秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

町では、毎月10日(宮下会館)と20日(文化福祉会館)の午後1時から午後4時まで、行政相談委員・民生委員・人権擁護委員が「心配ごと行政相談」を行っています。

## ～湯河原町指定管理者の公募について～

財政課 内線242

町では指定管理者の公募を開始しています。

指定管理者制度とは、公の施設の運営管理に民間の発想やノウハウを幅広く活用し、住民サービスの向上と経費の縮減を図るとともに、公共サービスを民間に開放することによる地域の活性化を目的とした制度です。

- 【導入施設】湯河原観光会館(施設担当課:観光産業部観光課)
- 【指定期間】平成21年4月1日～平成26年3月31日まで(5年間)
- 【受付期限】平成20年10月17日(金)17:15まで
- 【応募資格】法人又はその他の団体若しくは法人などのグループとし、個人での応募は受付しません。

【募集要項の配布】10月16日(木)17:15まで

- ※ 役場閉庁日を除き、施設担当課で配布します。
- ※ 湯河原町ホームページからもダウンロードできます。

(<http://www.town.yugawara.kanagawa.jp>)

【選定方法】町の選定基準により、指定管理者選定委員会が審査し、議会の承認を受けた後、指定管理者となります。

(詳細は施設担当課までお問い合わせください。)

【問合せ】湯河原町役場 ☎63-2111

観光産業部観光課 内線711

(事務局) 総務部財政課 内線242

## 水道のご使用について

水道課 内線751～754

### ■転入したときは

お引越などにより、水道をご使用になる場合は、役場水道課または各簡易水道組合へ使用開始の届出(契約)をしてください。

水道課では、郵便・FAX・電子メールでも受付ています。給水・停水申込書に必要事項をご記入のうえ下記までお送りください。

※ 給水申込の届出がないまま水道を使用(無断使用)すると、予告なく給水の停止をする場合があります。無断使用水量分については、一括請求します。

### ■転出するとき

水道のご使用を中止する場合は、役場水道課または、ご使用の簡易水道組合に中止する旨のご連絡をしてください。

前回検針日から転出される日までの使用水量を「精算分」として直接徴収させていただくか、後日納入通知書を送付します。必ず転出先の住所・電話番号など連絡先をお知らせください。

また、料金を口座振替されている方は、「精算分」の引き落としまで口座を残しておくようお願いします。

### ■町内転居について

ご使用の町営水道が各簡易水道組合へ中止の旨を連絡し、転居先に給水している町営水道が各簡易水道組合へ使用開始の届出をしてください。

なお、下水道と接続されている場合は、自動的に下水道の手続きがされます。

町営水道へのお申し込みは

〒259-0392 湯河原町中央2-2-1

観光産業部 水道課 宛

☎63-2111 内線751～754 FAX 64-0300

水道課からのお願い(検針は2か月に一度行います)

◎水道メーターは、委託された検針員が確認を行っております。最近メーターの上に植木や車などで検針ができない時があります。水道メーターは、いつでも確認できるように物を置かないようお願いします。